

生衛第 634 号  
令和6年9月2日

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長 殿

茨城県保健医療部長  
(公 印 省 略)

と畜検査制度に係る疑義について（照会）

と畜検査については、と畜場法（昭和28年8月1日法律第114号。以下「法」という。）第19条及びと畜場法施行令（昭和28年8月25日政令第216号。以下「令」という。）第10条に基づき、公務員獣医師である「と畜検査員」が行うこととされている。

近年、公務員獣医師の確保が困難となっており、安定したと畜検査を実施するため、法及び令について、以下のとおり解して差し支えないか。

記

- 1 と畜検査員が法第14条の規定による検査を実施することを前提に、民間の獣医師（当県が県獣医師会に委託していると畜検査の補助業務を行う者）が、当該検査の補助として以下の業務を行うことは可能である。

（補助の詳細）

生体、頭、白物、肺、肝臓、切開した心臓及び枝肉の異常の有無をスクリーニングする。

- 2 法第14条の規定による検査のうち、精密検査について、薬剤師や臨床検査技師等が検査の実施及びその結果の判定を行い、その精密検査の結果等を踏まえ、と畜検査員が法第16条に基づき措置を講じることは可能である。